

和歌山工業高等専門学校学生支援センター規則

制定 令和8年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校組織規則第12条に基づき、学生支援センター(以下「センター」という。)の設置並びに組織及び運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

一 学生支援

ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)その他の法令の定めに基づく、支援対象学生(以下「障害学生」という。)の支援に関すること。

イ その他支援が必要な学生(以下「支援学生」という。)に対する支援に関すること。

ウ 障害学生並びに支援学生に対する基本事項、支援方針の策定及び関連する委員会等との連絡調整に関すること。

エ 障害学生並びに支援学生への支援のための提言に関すること。

オ 障害学生に係る施設設備に関すること。

カ 支援チームの設置又は解散に関すること。

キ 支援教育に関する教職員の意識向上に関すること。

ク 学生支援の業務に必要な調査研究並びに研修、啓発及び他機関との連携、情報交換に関すること。

ケ その他学生支援に関し、目的達成に必要な事項に関すること。

二 学生相談

ア 学生の学修、進路及び精神上的の諸問題に関する相談及び助言に関すること。

イ 学生生活の個人的問題に関する相談及び助言に関すること。

ウ 学生のハラスメントに関する相談に関すること。

エ 諸問題を抱える学生を指導する学級担任等の相談及び助言に関すること。

オ 特別な支援を必要とする学生に対する相談に関すること。

カ 学生相談の業務に必要な調査研究に関すること。

キ 学生相談の業務に必要な研修、啓発及び他機関との連携、情報交換に関すること。

ク その他学生相談に関し、目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

一 センター長

二 副センター長

三 センター員

四 その他センター長が指名する者

2 センター長及び副センター長は、センター員を兼ねることができる。

(センター長)

第4条 センター長は、校長が指名する。

2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長は、校長の命を受け、センターの業務を掌理する。

4 センター長は、センターの運営にあたっては、学生主事と緊密な連携を図り、教務主事及び寮務主事と連携し効果的かつ円滑に業務を推進するものとする。

(副センター長)

第5条 副センター長は、センター員のうちから校長が指名する。

2 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故あるときはセンター長の職務を代行する。

(センター員)

第6条 センター員は、次の各号に掲げる者とし、第一号から第三号及び第五号に掲げる者は校長が指名する。

一 各学科教員 1名

二 総合教育科教員 1名

三 寮務主事補 1名

四 看護師

五 その他校長が必要と認めた者

2 前項第一号から第三号及び第五号のセンター員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前々項第三号に掲げる者は、第1項第一号又は第二号に掲げる者と兼ねることができる。

4 センター員は、センター長の命を受け、第2条各号に掲げる業務に従事する。

(運営委員会)

第7条 センターの運営に関し必要な事項を審議するため、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、第3条第1項に掲げる委員をもって組織する。

3 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員会に副委員長を置き、副センター長をもって充てる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(オブザーバー)

第8条 委員会には、学生主事及び学生課長がオブザーバーとして適宜参加する。

(委員以外の者の出席)

第9条 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる

(学生相談員)

第10条 センターは、第2条第1項第二号の業務を遂行するために学生相談員(以下「相談員」という。)を置く。

2 相談員は、次の各号に掲げる者とし、第一号から第三号及び第七号に掲げる者は校長が指名する。

一 各学科教員 1名

二 総合教育科教員 1名

三 寮務主事補 1名

四 看護師

五 カウンセラー

六 スクールソーシャルワーカー

七 その他校長が必要と認めた者

3 前項第一号から第三号及び第七号の相談員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前々項第一号から第三号に掲げる者は、第6条第1項第一号から第三号に掲げる者と兼ねることができる。

5 前3項第三号に掲げる者は、同項第一号又は第二号に掲げる者と兼ねることができる。

(専門家の助言)

第11条 カウンセラー又はスクールソーシャルワーカーは、センター員及び相談員に助言を与え、カウンセリング等を指導・援助し、かつ専門的立場から第2条各号に掲げる業務に従事する。

(学生支援チーム)

第12条 センター長は、支援が必要であると判断した障害学生又は支援学生ごとに、学生支援チーム(以下「チーム」という。)を設置することができるものとし、構成員は、センター長が指名し、校長が任命するものとする。

2 チームは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

一 支援を必要とする障害学生又は支援学生が本科学学生である場合は、当該学生の学級担任、当該学生の所属する学科の主任、教務主事補、センター長が必要と認めるセンター員及びセンター長が必要と認める教職員若干名とする。

二 支援を必要とする障害学生又は支援学生が専攻科学生である場合は、専攻科長、当該学生の所属する専攻の副専攻科長、センター長が必要と認めるセンター員及びセンター長が必要と認める教職員若干名とする。

3 チームは、センター長の命を受け、次に掲げる業務を処理する。

一 学生の状況を把握し、支援計画の立案、実施に関すること。

二 保護者との連携・協力体制を構築すること。

- 三 学内での理解の増進を図り、学習環境を整えるための援助を行うこと。
 - 四 支援記録簿を作成すること。
 - 五 その他支援を要する学生の支援に関すること。
- 4 チームは、実施した支援及び顛末について、四半期毎を目途に委員会に報告を行う。
(センターへの連絡)

第13条 教職員は、学生相談員・学生支援チームの助言や援助が必要と思われる学生、及び特別な教育ニーズを必要とする学生を認めるときは、センターに連絡するものとする。

(守秘義務)

第14条 センター業務に係わった教職員は、個人の秘密を厳守しなければならない。また、相談内容をもとに、当該個人に係わる不利益な処置を行ってはならない。

(学生主事への報告)

第15条 センター長は、第2条に掲げる業務の進捗について、学生主事に適宜共有しなければならない。

(事務)

第16条 センターの事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 和歌山工業高等専門学校学生支援センター規則(令和2年5月26日制定)、和歌山工業高等専門学校学生支援室規則(令和2年5月26日制定)及び和歌山工業高等専門学校学生相談室規則(令和2年5月26日制定)は廃止する。